

糸魚川市スポーツ協会役員旅費規程

（目的）

第1条 この規程は、業務のため旅行する役員に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程で次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 役員等 顧問・会長・副会長・理事長・理事及び監事をいう。
- （2） 旅行 国内における旅行をいう。
- （3） 出張 役員等が公務のため一時事務局を離れて旅行することをいう。

（旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

（旅費の計算及び支給額）

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2 旅費の支給額は次のとおりとする。

- （1） 鉄道賃・船賃・航空賃・車賃（バス等） 利用する交通機関の実費額
- （2） 日当（1日につき） 1,500円
（ただし上越圏内の市への旅行の場合は、日当を支給しない。）
- （3） 宿泊料1夜（県外） 11,000円
- （4） 宿泊料1夜（県内） 10,000円
- （5） 宿泊料1夜（市内） 実費額

（旅費清算手続き）

第5条 旅費の支給を受けた者は、過不足が生じた場合には、その差額を請求又は返納するものとする。

（その他）

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正する。